

雲助と道中女〔一〕

和田篤憲

名にしおふ遠江灘、浪平かに街道の並松、枝をぢらさず、往來の旅人互に道を譲合、泰平を唄ふつゞら馬の小室節豊に、宿場人足其町場を争はず、雲助駄賃をゆすらずして、盲人おのづから獨行し、女同士の道連ぬけ參りの童まで、盜賊かどわかしの愁にあはず、かゝる有難き御代にこそ東西に走り、南北に遊行する雲水のたのしみをも言はれず……

これは有名な十返舎一九の東海道中膝栗毛三篇巻之上にかかるてゐる名高い文句である。然もかゝる一九の道中風景は實に單なる理想に過ぎず、現實にはもつと深刻なもののがあつたのである。何時の世でも施政の當路者が民政に腐心するの状は同じであつた。こゝに貞享元禄の頃より武

士の往來を使用する事繁く道中も亦多事であつた。加ふるに奢侈の風が一世を覆ひ、人心は輕跳浮薄となり、かゝる驛路さへも公序良俗の害せられるものが多々あつたのである。即ち世にいふ澆季であつて、高士のために嘆するところであつた。實にエロとグロは徳川時代に於てもあつた。(勿論意味は各々異つては居らうが)即ち雲助と道中女がこれである。今次にこれら兩者について少しく述べてみよう。先づ雲助から始めるに、

一體雲助(く)と吾人はよく口には云ふが、實は芝居や物語の挿畫によつて知つて居る位であつて、未だ明確な概念はもつてはゐない。第一この意義が不明瞭では話をしても興味が少ないのであるから、その語義を一寸しらべることゝしよう。

う。横井也有のいふ「朝は鳥羽の早追に走り、晩ば姫路の女中をつりて、身は定めなき村時雨、雲助の行末もいと心元なし。」は甚輕快である。又森川許六の旅賦には、「馬士駕籠界は輕重に日を送り、一盃の酒に浩然の氣を養ふ、一生を漂々飄々とすまして、雲助の號を蒙り、炎暑の日も玄冬のあしたも、榎の木の下に限りて、蟻の都に到り、終に飲食を座敷につかず、汗かけて出す、馬士の食を作られ、小便はしりながら、吸がらは手の裏にはたき、錢は耳の穴に納め、金は贊鼻揮に結ぶ……。」とあるが、これは中々穿った言ひ方である。成程各々其一端を以て全貌を書き出して妙ではあるが、何故雲助といふのか尙判然とせぬ。一本には「雲助とは今日居て明日居らざるゆゑ出沒常なきこと雲の如きに警へて名づくなるべし。」とかいつてゐる。これが果して雲助の語の正しい出典かどうかは別として、兎に角、雲助は其名の如く、解らない存在であつたのである。然して彼等はその名も知られず、其の仲間同志はお互に名を云はないで、オイ關東、とか、オイ信州、とかと地名を以て呼び或

は渾號を以て呼ぶこともあつた。上述したやうに、大概は赤裸で、甚しいものは褲さへもないものがあつた。實に言語道斷である。これ衣褲までも博奕にかけるからである。

この外髪は結び髪で、體に文身などをしてゐることは已に周知の事實であらう。眞にもつてグロテスクな存在といはなければならぬ。このグロの存在、そこにはそれ丈の理由がなければならない。彼等はその習性より察して一種の浮浪者である。無賴の徒である。そして其日常の生活振は錢あれば飲み、打つといふ方であつた。又時によつては隨分悪いこともしたのである。こんな浮浪の徒が何故に道中で駕籠界として一定の職についたのであらう。これは實に助郷制度の結果であつた。かの助郷村が人馬の徵發に堪へ兼ねて涙をのんで人一人に付七百匁、馬一匹に付一貫文といふ法外な高い金を出して問屋場へ受負を頼んだのであるが、問屋ではその金を以て勝手に人足を雇入れて急に應じたのであつた、その人足も高い者はやとはなかつた。問屋場の眼に映つたものは當時處々にゐた不思議な存

在雲助であつた。彼等は一種の失業者でもあつた。そして大概はその容貌の如く力持であつた。然も間屋の申出を甚

安い賃錢で喜んで人足の役を引受けたのである。喜んだのは雲助でなく、實は間屋場の方であつた。然も雲助以下の存在がこの世に現れてくる迄は、彼等が一度入手した職はあくまで彼等の獨占的職業であつた。だから後世の人たる吾人は雲助とは鶯籠昇だとかう思ひ込んでしまつたのであつて、これも勿論無理のことである。

以上で雲助が生れ出た世態とその語義、それから、その職たる道中庶民の鶯籠昇が、何故宛然彼等の獨占的仕事となつたかといふことについて大體話したと思ふが、然もこの雲助は種々道中で不法を働いたのであつたから幕府が取締に苦心をしたのは一切ではなかつたが、今左にその状の一斑を示さう。

寛永七年庚寅七月、道中奉行よりの廻状中に「頃日、道中筋悪黨共等並宿屋の雲助の類、徘徊いたし物騒候由、少にても胡亂義もの有之候者揚置、早速可致注進、見外聞遁

し仕間敷事」と。尙更この心配が非道いものになると全く神經過敏的であつて次の如き觸流さへ出てゐる。

一、於宿々行衛不相知者、往來之旅人紛、一夜充令ニ旅宿、上下致徘徊渡世送候旨其聞有レ之候、宿又は所隨に相知候者、縱他領之者たりといふとも、日用人足等にも可用レ之候、行衛不相知者之類には、所々にて追放之者も紛可レ有レ之候、宿なし雲助など、申者之類急度致吟味、一切其所に不可三差置候、往來繁仕者有レ之は晝夜無油斷心懸致吟味、不審成者於レ有レ之は、其所之御代官或領主へ早速可致注進、若乍レ存相對にて指置候者、其宿之間屋年寄急度越度可申付、事かくて、雲助の中から宿無し雲助を區別するやうになリ、もし宿なし雲助で少々怪しいものが居るときには、晝夜油断なく心懸けて吟味せよと申付けて居るのを見ても、如何やうに、雲助の取締を幕府が氣に病んでゐたか、知られよう。然も事實道中に於て惡行を働いたのは單に雲助ばかりではなく、ごまのはひを始め伊勢參、はとの貝、六部、山

伏、願人、行人、社人、言觸等がむしろ種々世に害毒を流してゐた事を知らなければならぬ。民間省要の著者田中丘隅の如きは雲助をのみ惡者とするかゝる世人の見解に對して雲助の辨をなしてゐるが、その中に次の如き意味のことを言つてゐる。

若し道中所々に雲助といふものがなかつたならば、果して道中は恙なく行けるものだらうか。第一往還の旅人が風雨にも苦しまず、晝夜に限らず駕籠乗物の内に安座して往来出来るのは誰のお蔭であらう。皆雲助が大勢居るからなのだ。秋から末冬中は往來も閑散でもうけとはならず、こんなものは決して家業あるものゝ渡世ではない。又道中の所々にある難所に於ては別して雲助が居つて始めて往來の自由となる事が多いのだ。第一箱根山などに於て雲助がなくては何うして御傳馬を始め往來の用を足すことが出来ようぞ。と。實に箱根八里の山道で忘れることの出来ない存在は又雲助であつたのである。

以上甚簡單ながら雲助といふもの何たるかについて少し

く述べたのであるが、終に臨んで雲助歌の二三を示さう。

「五萬石でもなあ、五萬石でもヤレ〜イ、岡崎の殿はヨウ、城の下までああ、城の下までヤレ〜イ、船がつくヨウ。」ヘツチヨ〜〜〜

「山寺でなあ、山寺で鐘が鳴るがよヤレ〜イ、撞木が鳴るかヨウ、鐘のなあ、鐘と撞木のヤレ〜イあひがなるヨウ」ヘツチヨ〜〜〜

「めでたなあ、めでた〜のヤレ〜イ、若殿様はヨウ御知行なあ、御知行ましますヤレ〜イ年々にヨウ。」
ヘツチヨ〜〜〜〜（未完）